第15号様式（第94条関係）（昭32農令44・昭51農令20・昭53農令49・昭61農水令53・平元農水令27・平９農水令49・平12農水令５・平18農水令40・平19農水令19・令２農水令83・一部改正）

表

第　　号

輸出水産業の振興に関する法律第21条第１項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

官　　職

氏　　名

生年月日

年　　月　　日発行

写　　真

農林水産大臣（都道府県知事）

備考　用紙の大きさは、縦60㎜×横85㎜とする。

裏

輸出水産業の振興に関する法律抜すい

（報告及び検査）

第21条　農林水産大臣は組合に対し，都道府県知事は輸出水産業者，製造受託者又は組合に対し，この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは，必要な報告をさせ，又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立入り，業務の状況，帳簿書類若しくは製造施設の検査を行わせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証票を携帯し，関係人の請求があつたときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。